

四半期報告書

(第146期第1四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月6日

【四半期会計期間】 第146期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 奥 村 淳 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 村 哲 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)

株式会社関西アーバン銀行東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)

株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)

株式会社関西アーバン銀行奈良支店
(奈良市中筋町1番地の4)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
経常収益	百万円	28,010	112,619
経常利益	百万円	715	18,866
四半期純利益	百万円	402	—
当期純利益	百万円	—	13,055
純資産額	百万円	112,918	114,903
総資産額	百万円	3,391,331	3,356,395
1株当たり純資産額	円	208.17	212.58
1株当たり四半期純利益 金額	円	0.84	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	27.25
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	0.84	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	27.22
自己資本比率	%	2.93	3.03
自己資本比率(国内基準)	%	9.59	9.63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,897	27,145
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△16,660	20,012
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,287	6,901
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	112,504	129,551
従業員数	人	1,954	1,774

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,954 [788]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員921人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,833 [743]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員864人並びに他社及び関連会社出向人員189人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員16人については、従業員数に含めております。
2 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 金融経済環境

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、エネルギー・原材料価格の高騰等が実体経済に暗い影を落とし、景気減速が強く感じられるようになってまいりました。企業収益の伸び悩みから、設備投資は鈍化し、個人消費も厳しい所得環境のもと物価が上昇していることから、伸び悩んでおります。今後につきましても、国内外を取り巻く経済環境はきわめて不透明性が高く、深刻な不況入りの可能性も懸念されます。

金融業界におきましても、このような経済環境の悪化を受け、企業倒産の増加や資金需要の低迷により、収益環境は一段と厳しさを増してまいりました。

このような金融経済環境のもと、当行は地域経済発展に貢献するよりブランド力の高い都市型地銀へと飛躍するために、地域経済を支える中小企業等への円滑な資金供給をはじめ、地域密着型金融を強力に推進し、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

(ロ) 経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、地元関西の経済社会における責任を果たし、中堅・中小企業の発展、並びに個人の皆さまの豊かな生活設計に一段と貢献していくことであります。

この経営理念のもと、

- ①地域金融機関として、安心・有利・便利な金融サービスの提供による「社会価値の追求」
- ②先進的かつ効率的なニュータイプの都市型地銀の創造を目指す「業務革新の断行」
- ③金融人、そして社会人として地域社会のお役に立つ人材集団の形成に向けた「人間尊重の経営」

の3点を経営の基本方針としております。

(ハ) 営業の成果

当第1四半期連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は期間中36億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は2兆7,449億円となりました。譲渡性預金は、期間中457億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は3,729億円となり、預金と譲渡性預金合算では、期間中420億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆1,178億円となりました。

一方、貸出金は、中小企業向け貸出金や住宅ローンが順調に増加したこと等により、期間中419億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は2兆7,841億円となりました。また、有価証券は、期間中110億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は4,002億円となりました。

総資産は、期間中349億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆3,913億円、純資産は、期間中19億円減少し、1,129億円となりました。そのうち、株主資本は、四半期純利益の計上、剰余金の配当等の結果、期間中19億円減少し、997億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前連結会計年度比4円41銭減少し、208円17銭となりました。

損益につきましては、資金運用収益が208億5千6百万円、役務取引等収益が24億9千6百万円、その他業務収益が40億7千2百万円、その他経常収益が5億8千4百万円となったことから、経常収益は280億1千万円となりました。

一方、経常費用は資金調達費用が54億9千7百万円、役務取引等費用が12億8千8百万円、その他業務費用が37億3千8百万円、営業経費が93億3千6百万円、その他経常費用が74億3千4百万円となったことから、経常費用は272億9千4百万円となりました。

これらの結果、経常利益は7億1千5百万円、四半期純利益は4億2百万円となりました。

事業の種類別では、銀行業の経常収益が245億5千9百万円、経常利益が3億7千6百万円、リース業の経常収益が33億4千6百万円、経常利益が1億6千3百万円、その他事業の経常収益が3億6千8百万円、経常利益が1億7千6百万円となりました。

なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦に占める割合が90%を超えているため記載を省略しております。

事業の種類別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は153億5千9百万円、役員取引等収支は12億8百万円、その他業務収支は3億3千4百万円であり、収支合計は169億3百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は151億4千6百万円、役員取引等収支は9億6千5百万円、その他業務収支は2億7千万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は1億1千2百万円、その他業務収支は6千4百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は1億円、役員取引等収支は2億4千6百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	15,146	112	100	—	15,359
うち資金運用収益	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	20,683	214	111	△152	20,856
うち資金調達費用	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	5,536	101	10	△152	5,497
役員取引等収支	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	965	—	246	△2	1,208
うち役員取引等収益	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	2,354	—	246	△104	2,496
うち役員取引等費用	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	1,389	—	—	△101	1,288
その他業務収支	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	270	64	—	0	334
うちその他業務収益	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	1,271	2,800	—	—	4,072
うちその他業務費用	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	1,001	2,736	—	△0	3,738

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益は24億9千6百万円、役務取引等費用は12億8千8百万円となったことから、役務取引等収支は12億8百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は23億5千4百万円、役務取引等費用は13億8千9百万円となったことから、役務取引等収支は9億6千5百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は2億4千6百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	2,354	—	246	△104	2,496
うち預金・貸出業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	796	—	—	△0	796
うち為替業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	375	—	—	△0	374
うち証券関連業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	8	—	—	—	8
うち代理業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	328	—	—	△0	328
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	67	—	—	—	67
うち保証業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	228	—	—	—	228
うちクレジットカード 業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	—	—	142	—	142
うち投資信託業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	493	—	—	—	493
役務取引等費用	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	1,389	—	—	△101	1,288
うち為替業務	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	83	—	—	—	83

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	2,745,528	—	—	△610	2,744,917
うち流動性預金	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	606,322	—	—	△416	605,906
うち定期性預金	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	2,124,173	—	—	△191	2,123,982
うちその他	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	15,031	—	—	△3	15,028
譲渡性預金	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	372,930	—	—	—	372,930
総合計	前第1四半期 連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期 連結会計期間	3,118,458	—	—	△610	3,117,847

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

事業の種類別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年6月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,790,307	—	—	△6,164	2,784,143	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	3,472	—	—	—	3,472	0.12
製造業	106,403	—	—	—	106,403	3.82
建設業	71,264	—	—	—	71,264	2.56
運輸・情報 通信及び 公益事業	56,660	—	—	—	56,660	2.04
卸売・小売業	141,101	—	—	—	141,101	5.07
金融・保険業	24,086	—	—	△996	23,090	0.83
不動産業	868,465	—	—	—	868,465	31.19
各種 サービス業	312,905	—	—	△5,168	307,736	11.05
地方公共団体	5,480	—	—	—	5,480	0.20
個人	1,200,468	—	—	—	1,200,468	43.12
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	12,900	△12,900	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	12,900	△12,900	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,790,307	—	12,900	△19,064	2,784,143	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は153億5千9百万円、役員取引等収支は12億8百万円、その他業務収支は3億3千4百万円であり、収支合計は169億3百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は152億4千8百万円、役員取引等収支は12億8百万円、その他業務収支は3億3千4百万円となりました。

海外の資金運用収支は1億1千1百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	15,248	111	—	15,359
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	20,856	111	△111	20,856
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	5,608	—	△111	5,497
役員取引等収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	1,208	—	△0	1,208
うち役員取引等収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	2,496	—	△0	2,496
うち役員取引等費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	1,288	—	—	1,288
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	334	—	—	334
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	4,072	—	—	4,072
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	3,738	—	—	3,738

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益は24億9千6百万円、役務取引等費用は12億8千8百万円となったことから、役務取引等収支は12億8百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	2,496	—	△0	2,496
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	796	—	—	796
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	374	—	△0	374
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	8	—	—	8
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	328	—	—	328
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	67	—	—	67
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	228	—	—	228
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	142	—	—	142
うち投資信託業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	493	—	—	493
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	1,288	—	—	1,288
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	83	—	—	83

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	2,744,920	—	△3	2,744,917
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	605,906	—	—	605,906
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	2,123,982	—	—	2,123,982
うちその他	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	15,031	—	△3	15,028
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	372,930	—	—	372,930
総合計	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	3,117,850	—	△3	3,117,847

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

- (1) 業績の状況「事業の種類別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は18億9千7百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は△166億6千万円、配当金支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は△22億8千7百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物の減少は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、170億4千7百万円であり、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,125億4百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事実上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりです。

当行では、従来より信用リスク管理態勢の充実・強化を進めてまいりましたが、今般更に信用リスクの計量化を進め、予想信用コスト理論値が算出できるシステムを構築しました。これに基づき、また、茲もとの景気動向や不動産市況の悪化を踏まえた結果、平成20年度の与信関係費用の見込額を大幅に上方修正いたしました。現在、貸出金ポートフォリオの再構築に注力しており、また、不動産融資管理の組織・陣容の充実により、機能の一段強化を図りました。

今後より一層万全な与信管理態勢を確立し、信用コストの削減に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

①銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	南港アーバンビル	大阪市住之江区	事務センター	4,606	7,765	平成20年4月
	—	新大阪アーバンビル	大阪市淀川区	社員寮	1,212	3,981	平成20年4月
国内連結 子会社	関西総合信用 株式会社	心斎橋アーバンビル8・9F	大阪中央区	事務所	241	2,010	平成20年4月

②リース業

該当ありません。

③その他事業

該当ありません。

当第1四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

①銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	—	南港アーバンビル	大阪市住之江区	事務センター	4,606	930	1,553	102	2,587	49
	—	新大阪アーバンビル	大阪市淀川区	社員寮	1,212	1,003	791	76	1,872	—
国内連結 子会社	関西総合信用株式 会社	心斎橋アーバンビル8・9F	大阪中央区	事務所	241	1,843	385	15	2,243	28

(注)1. 上記の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 南港アーバンビル及び新大阪アーバンビルの土地は当第1四半期連結会計期間以前に取得しております。

②リース業

重要なものはありません。

③その他事業

重要なものはありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新築、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	479,348,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	479,348,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	118,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は、付与契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	158個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	228個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	228,000株
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	329個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	329,000株
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	451個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	451,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	174個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日 ～平成20年6月30日	—	479,348	—	37,040,000	—	8,546,112

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主を把握することができず、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 715,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 477,939,000	477,939	—
単元未満株式	普通株式 694,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	479,348,000	—	—
総株主の議決権	—	477,939	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、204,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が204個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式553株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	715,000	—	715,000	0.14
計	—	715,000	—	715,000	0.14

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	285	319	326
最低(円)	249	274	243

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第1四半期連結累計期間との対比は行っておりません。
- 3 当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
- 4 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	113,112	133,246
コールローン及び買入手形	1,367	1,031
有価証券	400,297	389,289
貸出金	※1 2,784,143	※1 2,742,228
外国為替	4,923	4,620
その他資産	39,063	27,749
有形固定資産	※2 36,952	※2 44,742
無形固定資産	3,110	3,861
繰延税金資産	18,674	17,497
支払承諾見返	12,626	14,488
貸倒引当金	△22,939	△22,360
資産の部合計	3,391,331	3,356,395
負債の部		
預金	2,744,917	2,748,579
譲渡性預金	372,930	327,170
コールマネー及び売渡手形	593	158
借入金	40,944	41,318
外国為替	101	70
社債	66,000	66,000
その他負債	34,384	36,782
賞与引当金	761	1,575
退職給付引当金	3,612	3,700
役員退職慰労引当金	338	484
預金払戻引当金	197	180
偶発損失引当金	385	364
再評価に係る繰延税金負債	618	618
支払承諾	12,626	14,488
負債の部合計	3,278,413	3,241,491

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	37,040	37,040
資本剰余金	8,546	8,546
利益剰余金	54,485	56,478
自己株式	△288	△292
株主資本合計	99,783	101,771
その他有価証券評価差額金	△1,026	△1,252
繰延ヘッジ損益	24	370
土地再評価差額金	858	858
評価・換算差額等合計	△143	△23
新株予約権	51	43
少数株主持分	13,227	13,111
純資産の部合計	112,918	114,903
負債及び純資産の部合計	3,391,331	3,356,395

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
経常収益	28,010
資金運用収益	20,856
(うち貸出金利息)	19,235
(うち有価証券利息配当金)	1,178
役務取引等収益	2,496
その他業務収益	4,072
その他経常収益	584
経常費用	27,294
資金調達費用	5,497
(うち預金利息)	4,046
役務取引等費用	1,288
その他業務費用	3,738
営業経費	9,336
その他経常費用	※1 7,434
経常利益	715
特別利益	2
償却債権取立益	2
特別損失	198
固定資産処分損	36
減損損失	161
税金等調整前四半期純利益	519
法人税、住民税及び事業税	1,041
法人税等調整額	△1,040
少数株主利益	115
四半期純利益	402

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	519
減価償却費	960
減損損失	161
貸倒引当金の増減(△)	579
賞与引当金の増減額(△は減少)	△814
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△87
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△145
預金払戻引当金の増加額	17
偶発損失引当金の増加額	21
資金運用収益	△20,856
資金調達費用	5,497
有価証券関係損益(△)	△3
為替差損益(△は益)	△2
固定資産処分損益(△は益)	36
貸出金の純増(△)減	△41,915
預金の純増減(△)	△3,661
譲渡性預金の純増減(△)	45,760
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△373
有利息預け金の純増(△)減	3,086
コールローン等の純増(△)減	△335
コールマネー等の純増減(△)	435
外国為替(資産)の純増(△)減	△302
外国為替(負債)の純増減(△)	30
資金運用による収入	20,963
資金調達による支出	△3,359
その他	471
小計	6,682
法人税等の支払額	△4,785
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,897
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△79,025
有価証券の売却による収入	24,215
有価証券の償還による収入	44,132
有形固定資産の取得による支出	△5,755
無形固定資産の取得による支出	△292
その他	66
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,660

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△2,289
自己株式の取得による支出	△0
自己株式の処分による収入	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,047
現金及び現金同等物の期首残高	129,551
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 112,504

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>これによる四半期連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理の変更</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当第1四半期連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は148百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>

簡便な会計処理

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成20年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">21,109百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">42,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,102百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">14,167百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	破綻先債権額	21,109百万円	延滞債権額	42,189百万円	3ヵ月以上延滞債権額	4,102百万円	貸出条件緩和債権額	14,167百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">13,205百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">41,162百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,712百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">14,763百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	破綻先債権額	13,205百万円	延滞債権額	41,162百万円	3ヵ月以上延滞債権額	1,712百万円	貸出条件緩和債権額	14,763百万円
破綻先債権額	21,109百万円																
延滞債権額	42,189百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	4,102百万円																
貸出条件緩和債権額	14,167百万円																
破綻先債権額	13,205百万円																
延滞債権額	41,162百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	1,712百万円																
貸出条件緩和債権額	14,763百万円																
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 24,188百万円</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 34,526百万円</p>																

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,963百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	
平成20年6月30日現在	
現金預け金勘定	113,112
定期預け金	△363
普通預け金	△244
現金及び現金同等物	<u>112,504</u>

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	479,348
合計	479,348
自己株式	
普通株式	707
合計	707

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当第1四半期連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の
の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益	24,559	3,346	368	28,274	(264)	28,010
経常利益	376	163	176	715	0	715

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる事項等の変更」の「1 会計処理基準に関する事項の変更 (2)消費税等の会計処理の変更」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当第1四半期連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この結果、従来の方法に比較して当第1四半期連結累計期間の経常利益が銀行業で148百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

※ 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)
満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	10,801	12,360	1,558
債券	350,028	349,785	△243
国債	235,213	235,158	△55
地方債	1,905	1,901	△3
社債	112,909	112,725	△184
その他	37,122	34,015	△3,106
合計	397,951	396,160	△1,790

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年6月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年6月30日現在)
その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	136,232	750	750
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,865	—	—
	合計	—	750	750

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	10,380	55	55
	為替予約	2,275	△1	△1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	54	54

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年6月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年6月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年6月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年6月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 8百万円

2 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	208.17	212.58

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	112,918	114,903
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	13,279	13,155
(うち新株予約権)	51	43
(うち少数株主持分)	13,227	13,111
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	99,639	101,748
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	478,640	478,632

2 1株当たり四半期純利益金額等

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	0.84
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	0.84

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	402
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	402
普通株式の期中平均株式数	千株	478,634
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	81
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月6日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸 二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行東京支店 (東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸府中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社関西アーバン銀行奈良支店 (奈良府中筋町1番地の4) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第146期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。